

令和7年度塩谷町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

塩谷町は、栃木県北部に位置しており、総面積は約 17,600 ha になり、そのうち耕地面積は約 2,710 ha、水田面積は約 2,200 ha であり、耕地面積の約 81% が水田となっている。

作付品目は、米（主食用米・新規需要米等）・麦・大豆・そば・WCS 用稲等の土地利用作物、スプレーマム・輪菊などの花き・トマト・にら・いちご等の園芸作物、町特産のしめ縄の生産、また畜産農家による自給飼料作物の生産も盛んである。また、本町は令和5年4月にオーガニックビレッジ宣言をし、有機農業をはじめとした取組を地域ぐるみで展開して環境にやさしい農業を推進している。

基幹的農業従事者の平均年齢は約 68.5 歳で、中心経営体は 136 人（認定農業者 111 人、認定農業法人 15 団体、認定新規就農者 6 人、集落営農 4 団体、）となっているが、うち 70 歳以上の認定農業者が 43.6% を占めており、担い手の高齢化が進んでいる状況である。

また、農地集積率は 60.0% となっているが、課題となっている農業従事者の高齢化、後継者不足による離農予定者の受け皿として、更なる担い手への農地集積・集約化や土地利用型担い手の確保が必要である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

施設園芸として、トマト・にら及び花き（スプレーマム）の生産等が中心である。

野菜・園芸作物の新たな産地形成を進める露地野菜等として、県が地域特例作物として設定した品目を含め、町では主に菊・かぼちゃ・にんじん・さといも・さつまいも・じゃがいもを新たな産地形成に向け、振興品目として拡大する。

非主食用米については、既存の施設機械により、水稻作付農業者が誰でも取り組むことができることから引き続き作付拡大を図る。

麦・大豆・そば・飼料作物については、主要な土地利用型転作作物として、担い手を中心に作付拡大及び品質向上を含めた生産性向上を図る。

また、耕畜連携による飼料用米・WCS 用稲・飼料作物の生産振興を図ると共に付加価値の向上として環境に配慮した農作物の推進を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稻作付を組み入れない畑作物の連続した作付などの水田の作付体系を把握し、その結果を踏まえ、水田よりも排水性や作業効率の改善が期待できる畑地化を地域の状況に応じて推進し、高収益作物や麦・大豆の本作化を進める取組みを支援して定着・生産拡大を図る。

また、「水稻－水稻－麦－大豆」といったブロックローテーションを基本に、高収益作物・麦・大豆・非主食用米等を組み合わせた作付体系を支援して定着・生産拡大を図る。

4 作物ごとの取組方針等

（1）主食用米

塩谷町は鬼怒川の清流と高原山麓の豊富な伏流水に恵まれており、この豊かな水を最大限に活用し、需要動向を的確に据えた米作りを推進する。

また、「なすひかり」の種子採取ほ場である本町で「なすひかり」のブランド化に向

け、作付拡大普及推進を積極的に行う。さらに、食味・収量共に期待できる「とちぎの星」についても普及促進する。

そのためには、生産集団などの「担い手」の育成を進め、農地利用集積や作業受委託による効率化・生産コストの引き下げを図る。また、地域の特色を生かし、地区ごとに異なる慣行栽培や有機栽培などの様々なニーズに応えられる米作りを展開する。

（２）備蓄米

需給バランスに応じて、円滑な確保に向けて推進する。

（３）非主食用米

ア 飼料用米

今後、主食用米の需要が減少していくと予想されていることから、水田の有効活用を促すための中心作物と

位置づけ、わらを畜産農家へ供給することにより生産拡大を図る。

また、飼料作物等と二毛作を推進し、水田の有効活用を図るとともに直播栽培等による生産コストの低減に向けた取組に支援を行う。

イ 米粉用米

実需者との連携を図り、生産の拡大と安定供給を図る。

また、飼料作物等と二毛作を推進し、水田の有効活用を図るとともに直播栽培等による生産コストの低減に向けた取組に支援を行う。

ウ 新市場開拓用米

販売業者等との連携により新たな販売先の確保を図り、輸出に向けた高品質米の生産の拡大を図る。

エ WCS 用稲

畜産物の生産コストにおける飼料費が高騰していることから、自給飼料としての重要な位置づけにある。生産にあたっては耕種農家が取り組みやすく、生産後の堆肥の活用により土壌を健全化し、耕種農家の生産を安定させ、生産力の向上に資するものとする。

オ 加工用米

実需者との連携を図り、生産の拡大と安定供給を図る。

カ 加工用青刈り稲

生産者が高齢になっており、生産面積が減少しているため、後継者の確保を行うことで、町の特産品として維持していく。

（４）麦、大豆、飼料作物

主に麦については「イワイノダイチ」「シュンライ」「もち絹香」、大豆については「里のほほえみ」が生産されている。

今後、反収及び品質向上が期待される生産技術の構築を図り、生産コストの低減及び品質管理体制を構築する。

飼料作物については、「デントコーン」「イタリアンライグラス」「えん麦」「ソルゴー」などの地域特性に合った作物を推進することで、二期作以上でも高収量が確保できるように支援し、畜産農家への安定な供給ができるようにする。

また、畜産農家以外の生産農家が飼料作物を供給することにより、安定した飼料の供給体制を確保し、堆肥をほ場に還元することで水田の機能を維持することができるように促していく。

さらに、麦・大豆・飼料作物を組み合わせた二毛作を推進し、水田の有効利用を図る。

(5) そば、なたね

そばは、地域の実需者との契約及び直売所等への出荷に向けた生産拡大を図る。

今後、反収及び品質向上が期待される生産技術を構築し、生産コストの低迷及び品質管理体制を構築するために在来品種を推奨し、生産マニュアルを普及することで生産性を向上させ、品質を上げていくとともに麦・飼料作物の後作として、そばを作付し水田の有効利用を図る。

また、農村レストランや地元そば飲食店と連携し、地産地消を推進する。

(6) 地力増進作物

緑肥作物のすき込み等により、地力の回復を図り、有機農業に取り組む生産者に対して、環境配慮と生産性を両立する持続的な農業を促せるように支援する。

○対象作物：えん麦、アウエナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稲、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリンソウ、ダイカンドラ

※対象作物は青刈りを含む

(7) 高収益作物

農協の生産部会はトマト・にら等が中心であり、振興品目として推進している。また、ふれあいの里しおや、湧水の郷しおや等の直売所において様々な野菜が出荷されている。

地域の特産として、トマト・にらが中心となっているが、かぼちゃ・にんじん・さといも・さつまいも・じゃがいも等地域に根付きやすい作物の産地化を促す。

また、しめ縄が特産になっているが、生産農家の高齢化により、面積が減少傾向にあるため、新規生産者や若年層に参入を促せるように支援する。

花き等では、スプレーマムの生産が盛んで、国内でも有数の産地となっているが、ハウスでの栽培が基本となっているため、新規生産者が参入しやすい、露地栽培を推奨していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1036	0	1137	0	1137	0
備蓄米	96	0	96	0	96	0
飼料用米	276	0	180	0	180	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	2	0	2	0	2	0
WCS用稲	120	0	120	0	120	0
加工用米	74	0	74	0	74	0
麦	98	11	95	11	95	11
大豆	68	66	65	63	65	63
飼料作物	124	64	124	64	124	64
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	48	19	48	19	48	19
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	23	1	24	1	24	1
・野菜	22	1	23	1	23	1
・花き・花木	1	0	1	0	1	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	3	0	3	0	3	0
・加工用青刈り稲	3	0	3	0	3	0
畑地化	10	0	10	0	10	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				令和6年度（実績）	目標値
1	加工用青刈り稲 （基幹作）	振興作物の助成	対象作物の作付面積維持 (ha)	（令和6年度） 2.9ha	（令和7年度）2.9ha （令和8年度）2.9ha （令和9年度）2.9ha
2	菊（輪菊、露地菊）、かぼちゃ（食用品種）、にんじん、さといも、さつまいも、じゃがいも （基幹作）	高収益作物振興助成	対象作物の作付面積拡大 (ha)	（令和6年度） 18.1ha	（令和7年度）18.5ha （令和8年度）19.0ha （令和9年度）19.5ha
3	そば （基幹作）	そばの生産性向上助成	対象作物の作付面積維持 (ha)	（令和6年度） 17.1ha	（令和7年度）17.5ha （令和8年度）17.5ha （令和9年度）17.5ha
4	麦 （基幹作）	麦の生産性向上助成	対象作物の作付面積維持 (ha)	（令和6年度） 71.8ha	（令和7年度）72.0ha （令和8年度）72.0ha （令和9年度）72.0ha
5	大豆 （二毛作）	大豆の生産性向上助成	対象作物の作付面積維持 (ha)	（令和6年度） 61.3ha	（令和7年度）62.0ha （令和8年度）62.0ha （令和9年度）62.0ha
6	飼料用米 （基幹作）	飼料用米の生産性 向上助成	対象作物の作付面積維持 (ha)	（令和6年度） 275.5ha	（令和7年度）180.0ha （令和8年度）180.0ha （令和9年度）180.0ha
7	飼料作物、麦、大豆、そば、 WCS用稲、飼料用米 （二毛作・二期作）	二毛作・二期作助成	対象作物の作付面積維持 (ha)	（令和6年度） 148.7ha	（令和7年度）149.0ha （令和8年度）149.0ha （令和9年度）149.0ha
8	飼料用米 （基幹作）	耕畜連携助成 （わら利用）	対象作物の作付面積維持 (ha)	（令和6年度） 72.1ha	（令和7年度）73.0ha （令和8年度）73.0ha （令和9年度）73.0ha
9	飼料作物（粗飼料作物等） （基幹作）別紙（1）のとおり	耕畜連携助成 （資源循環）	対象作物の作付面積維持 (ha)	（令和6年度） 75.4ha	（令和7年度）76.0ha （令和8年度）76.0ha （令和9年度）76.0ha
10	加工用米、輸出用米 （基幹作）	加工用米等の生産性 向上助成	対象作物の作付面積拡大(ha)	（令和6年度） 73.7ha	（令和7年度）74.0ha （令和8年度）74.5ha （令和9年度）75.0ha
11	WCS用稲 （基幹作）	WCS用稲の生産振興助成 （拡大・新規作付分）	対象作物の作付面積拡大(ha)	（令和6年度） 28.5ha	（令和7年度）29.0ha （令和8年度）29.5ha （令和9年度）30.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:栃木県

協議会名:塩谷町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	振興作物の助成	1	16,000	加工用青刈り稲(基幹作)	出荷・販売の目的で生産をしていること
2	高収益作物振興助成	1	25,000	菊(輪菊、露地菊)、かぼちゃ(食用品種)、にんじん、さといも、さつまいも、じゃがいも(基幹作)	露地で1a以上作付した面積に応じて支援
3	そばの生産性向上助成	1	2,000	そば(基幹作)	心土破碎、畝立て同時播種、黒化率80%以前での収穫のいずれかに取り組むこと 面積要件(個人2.5ha以上、集落営農5ha以上、新規生産農家30a以上)
4	麦の生産性向上助成	1	2,000	麦(基幹作)	心土破碎、踏圧の実施、無人ヘリによる防除、排水対策、GAPの実施のいずれかに取り組むこと 面積要件(個人2.5ha以上、集落営農5ha以上、新規生産農家30a以上)
5	大豆の生産性向上助成 (二毛作)	2	2,000	大豆(二毛作)	心土破碎、排水対策、畝立て同時播種、色選機の利用、GAPの実施のいずれかに取り組むこと 面積要件(個人2.5ha以上、集落営農5ha以上、新規生産農家20a以上)
6	飼料用米の生産性向上助成	1	1,000	飼料用米(基幹作)	直播栽培、収穫機械の共同利用、フレコンまたはバラ出荷、団地化(1ha以上)、多収品種の導入のいずれかに取り組むこと
7	二毛作・二期作助成 (二毛作)	2	9,000	飼料作物、麦、大豆、そば、WCS用稲、飼料用米(二毛作・二期作)	麦、大豆、そば、飼料用米は集荷団体等との出荷契約又は実需者との販売契約の締結、飼料作物及びWCS用稲は利用供給協定の締結、自家利用計画の策定
8	耕畜連携助成 (わら利用)	3	12,000	飼料用米(基幹作)	利用供給協定の締結、畜産農家は自家利用報告書の提出
9	耕畜連携助成 (資源循環)	3	12,000	飼料作物(粗飼料作物等)(基幹作) 別紙(1)のとおり	利用供給協定の締結、堆肥の散布量が10aあたり2tまたは4m ³ 以上であること
10	加工用米等の生産性向上助成	1	2,000	加工用米、輸出用米(基幹作)	集荷団体等との出荷契約又は実需者との販売契約の締結
11	WCS用稲の生産振興助成 (拡大・新規作付分)	1	2,000	WCS用稲(基幹作)	WCS用稲を新規作付または面積を拡大した場合

(別紙) 飼料作物(粗飼料作物等)について

(1) 飼料作物(粗飼料作物等)の範囲

WCS用稲(わら専用稲を含む)、青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、子実用えん麦、青刈りソルガム、テオシント、青刈り大豆、青刈り稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバー、シロクローバー、アルサイククローバー、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

上記の粗飼料作物等以外で地域農業再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合(新規需要米を除く)は、あらかじめ県と協議することとする。